

平成31年3月29日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の改正について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉法第59第1項第2号に基づき届出が必要とされる社会福祉法人の事業の概要等の届出につきましては、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成29年3月29日付け雇児発0329第6号、社援発0329第48号、老発0329第30号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき適切に実施していただいているところですが、届出事項の記載内容等について疑義が生じていた項目があったため、当該通知を改正し、記載内容を明確化しました。つきましては、以下のとおり、改正事項をお示しいたしますので、ご了解いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 法人基本情報¹の関係

- 「法人の設立認可年月日」、「法人の設立登記年月日」について、社会福祉法人の前身となる財団法人等があった場合、その前身となる法人の情報を記載しているケースが見受けられたため、社会福祉法人としての設立に関する情報を記載することを明記した。

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況²の関係

- 「評議員全員の報酬等の総額」について、現況報告書を第三者が見た時に4月1日時点の現員の評議員の報酬等の総額と誤認するケースがあったため、前会計年度の実績であることを明記した。
- 記載要領の「実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等」という記載について、報酬等に「実費相当の旅費又は費用弁償」が本来含まれているかのような誤解を与える可能性があることから、文言を修正した。

3. 当該会計年度の初日における理事の状況の関係

- 理事の役職については、「法律に規定する理事長」と「法人独自で定める役職としての会長」がそれぞれ存在する場合、選択肢の「理事長（会長含む。）」の該当者が2名となっているケースが見受けられた。この場合、法律に規定する理事長が誰か明確でなかったため、当該項目は社会福祉法に基づく役職を記載することとした。
- 「理事全員の報酬等の総額」について、現況報告書を第三者が見た時に4月1日時点の現員の理事の報酬等の総額と誤認するケースがあったため、前会計年度の実績であることを明記した。
- 記載要領の「実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等」という記載について、報酬等に「実費相当の旅費又は費用弁償」が本来含まれているかのような誤解を与える可能性があることから、文言を修正した。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況の関係

- 「監事全員の報酬等の総額」について、現況報告書を第三者が見た時に4月1日時点の現員の監事の報酬等の総額と誤認するケースがあったため、前会計年度の実績であることを明記した。
- 記載要領の「実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等」という記載について、報酬等に「実費相当の旅費又は費用弁償」が本来含まれているかのような誤解を与える可能性があることから、文言を修正した。

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況の関係

- 会計監査人による監査報告書については、法令上、現況報告書と併せて提出する義務はないため現況報告書への添付は不要とした。ただし、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により計算書類等の届出を行う場合は、別途当該システムに会計監査人による監査報告書を登録することが必要になる。（平成31年度からは、当該システムに監査報告書の登録機能が追加されている。）

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況の関係

- 「公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査」については、法令上、会計監査報告書の提出義務はないため現況報告書への添付は不要とする。